

令和6年度第2回水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会会議録

- 1 附属機関の会議の名称 令和6年度第2回水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会
- 2 開催日時 令和7年1月21日（火）午後2時30分～午後3時15分
- 3 開催場所 水戸市役所4階 中会議室4
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会委員
細田弥太郎, 伊勢尋氏, 中島貞子, 伊藤正, 折笠慶子, 松橋裕子, 山崎次男, 笹島修, 岩間けい子
安藏秀彦, 土屋和子, 池田清美, 鬼澤真寿, 藤澤康彦, 丹下美津子, 梅井尚美
 - (2) 執行機関
小林秀一郎, 三宅陽子, 美齊津論代, 高橋慎一, 雲藤陽子, 柳橋剛, 櫻井憲男, 石川健, 渡邊論,
鶴田和也, 新妻聰, 萩沼泉, 宮澤貴子, 古橋卓也, 伊藤大貴
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 報告事項（公開）
 - ・水戸市地域包括支援センターの体制の見直しについて
 - (2) その他（公開）
- 6 非公開の理由 適用なし
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る） 0人
- 8 会議資料の名称
 - ・水戸市地域包括支援センターの体制の見直しについて
 - ・参考資料 地域包括支援センターについて
- 9 発言の内容

【司 会】

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、令和6年度第2回水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会を開催いたします。

はじめに、本分科会の会長であります____会長より御挨拶をいただきます。

____会長、よろしくお願ひいたします。

【会長】

皆さんこんにちは。____でございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。今回は、これから水戸市の高齢者課題への対応に関する重要な議事となっております。皆様の御協力、御助言を頂きながら議事を進めて参ります。どうぞよろしくお願ひいたします。

【司会】

____会長ありがとうございました。

それでは、本日の協議会の定足数の確認でございます。審議会条例第6条第2項の規定では、委員の2分の1以上の出席で会議が成立することとなっております。本日は16名の方に御出席をいただき、定足数を満たしておりますので、御報告いたします。

続きまして、本日の資料の確認でございます。事前にお渡しした資料に一部修正がございましたので、本日は、机上に配布した資料を御使用くださいますようお願いいたします。

- ・本日の会議次第
- ・水戸市地域包括支援センターの体制の見直しについて
- ・参考資料 地域包括支援センターについて

資料につきましては、以上でございます。過不足等ございますでしょうか。

それでは、続きまして、議事に入ります。議事進行につきましては、審議会条例第7条の規定により、会長が議長となることとなっておりますので、会長より議事進行をお願いいたします。

また、御発言の際には、マイクをお回しいたしますので、挙手をお願いいたします。

【会長】

ただいま、事務局のほうから説明がありましたとおり、審議会の議事は会長が進めることになっておりますので、議長を務めさせていただきます。スムーズな議事進行ができますよう、委員の皆様の御協力をお願いいたします。

失礼ながら、議事は着座のまま進めさせていただきます。

議事に入ります前に、この委員会は、「水戸市附属機関の会議の公開に関する規程」により公開することとなっておりますので、その旨、御承知おきいただきたいと思います。

また、同規程第7条により、審議会の会議録を作成し、2名の方から署名をいただくこととなっております。本日の会議録の署名につきましては、____委員さんと____委員さんにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。本日の議題は2件でございます。

まず、はじめに、(1)水戸市地域包括支援センターの体制の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

【会長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、御質問等はありますでしょうか。ありましたら、挙手をもつて御発言願います。

【____委員】

市内の介護支援専門員にとって、大きな内容なので確認のため質問をしたいと思います。参考資料10ページの見直し後の役割の一番下、第1号介護予防支援事業について、令和8年度以降は基幹型は指定廃止にして、各高齢者支援センター、サブセンターで担っていくという認識でよろしいでしょうか。

【執行機関】

各高齢者支援センターが、指定介護予防支援事業所としての事業所市指定を受けまして、そちらで、ケアプランの作成、国保連への請求などを行っていくという計画でございます。ですので、現在、居宅介護支援事業所と水戸市が委託契約を結びまして、介護予防ケアプランの作成について委託しているところでございますが、8年度以降は各高齢者支援センターと居宅介護支援事業所との委託契約という形を想定しております。

【____委員】

スケジュールについては、7年度に各居宅介護支援事業所に周知していくのかと思いますが、これまでと大きく変わるので丁寧に周知していただけるようお願いいたします。

【____委員】

2点ほどお伺いしたいのですが、1点目は、参考資料5ページの水戸市地域包括支援センターの職員配置について、次の計画の中でも8つの支援センター、73,000人に対して、市の職員を含めて36人と示されており、それぞれ1名増という配置ということでお話がありました。これは非常に大事なことで、増員は少しでも多い方がいいと思うんですけれども、この1名増という状態で、8つの支援センターの業務は滞りなく進むという想定をされているのか伺いたいと思います。それから、今後のスケジュールのところで、令和7年度に受託事業者を公募、選定、決定していくような段取りを予定されていると思うんですけれども、受託事業者の選定については、市としてどのような基準で選定していくのか、今の段階である程度目安がついているのであれば、お示しいただきたいと思います。

【執行機関】

1つ目の質問についてですけれども、新しい体制に移行することで、業務の面で特に変わることろは、先ほどの____委員の御質問でもありましたが、第1号介護予防支援事業、要支援者等へのケアプランの作成については、地域支援センターの業務の中でも大きな部分と認識しております、水戸市だけではなく全国的に課題となっている部分でございます。人口に応じた基準での配置ということで、現在の試算でいくと1名ということで考えているところではあるんですけれども、これまでやってきた業務と新しくやる業務の業務量に合わせた人員配置につきましては、今後さらに検討を進めまして、しっかりと実施できる人員配置について検討いたします。次に、公募の要件につきましては、具体的には今後検討してまいりたいと思います。

【____委員】

まだ先の話なので、対象が高齢者であるということを加味していただいて、選定等についても市としてのしっかりと考え方を持ってやっていただきたいと思います。また、体制づくりの方では、増員されているというのは十分評価できると思うんですけれども、まだまだこれから高齢者が増えていくという状況を考えますと、この数で本当に足りるのか、人件費がかかることなので難しい部分ではあると思うんですけれども、スムーズな業務が進行できるような体制を作つておく必要があると思いますので、そのあたりは臨機応

変に、プラスで支援ができるという状況を作っていただけたらと思います。

【　委員】

　委員の質問に関連する質問ですが、基幹型で今までやったいた人員が、予防のケアプラン作成とかの人員がいなくなるというか、丸々いなくなるということではないとは思うんですけども、そこの人員からプラス1くらいの、8圏域ですか、そういうところでは賄いきれないくらいの仕事量なんじやないかと心配なんですけれども、そこら辺をどのように想定しているのか、今の段階でお聞かせ願えればと思います。

【執行機関】

介護予防支援事業につきましては、基幹型1カ所で実施してきてはいたんですけども、当然ながら市の職員のみで全域のプランを実施というのはできなかつたので、居宅への委託というのが大部分を占めているという状況でございました。高齢者支援センターが実施する場合となつても、居宅介護支援事業所との委託という部分は出てくると思います。その上で、センターの方でも実施できる体制は作つていかなければいけないので、しっかりとその体制については検討してまいりたいと思います。

【　委員】

よくわかりました。実際、要介護と要支援では事業所に入る金額が大きく違うものですから、私の所属している事業所はかなり多く予防の人数を持っているんですけども、ほかの事業所ではあまり持たないような運営の方針をとっているというところも多くあると聞いてますので、そこら辺のあり方とか関わりとかそういういったところも含めて、こういう風に進めていくのは仕方のない現状はあるのかとは思うんですけども、考えていただいたら、指導だったり、説明会を開いていただくみたいなところは、丁寧に進めていただけるといいのかなと思います。

【　委員】

見直し後の役割というところで、包括的・継続的ケアマネジメント事業の中でケアマネへの研修というのがあるのですが、居宅のケアマネさんをメインに考えているのか、施設のケアマネも含めて考えているのか教えていただきたい。というのも、施設は人材不足で、基本的に施設に入居されている方は当該施設の職員が直接的処遇をすることになっているのですが、できるだけ外部、ここでは民間が持つ多様な専門職等の人的資源などの活用とありますが、何か入居されている方たちがそういう社会資源を活用できるということが、今後さらに必要になってくると感じていて、そういうときに、ケアプランに位置づけるための情報をいただけたりとか、発信していただけると、入居者の暮らしが豊かになるのではと感じているのでそこを教えていただきたい。

【執行機関】

具体的な研修内容など現時点で固まっているものではないんですけども、ケアマネジメント支援という部分ではケアマネジャーさんにだけ実施するだけでうまくいくものではなく、一般の様々な施設も含めて関係機関との連携があつて初めて地域包括ケアシステムとして機能するものと考えておりますので、本日いただいた御意見を踏まえまして、センターが行うべき研修について、検討してまいりたいと思います。

【　委員】

2つ質問させていただければと思います。1点目は、　委員からスケジュールに関する質問がありましたけれども、公募、選定、決定に関して、今までの7つの支援センターにおいては、緊急避難的なところで

緊急ショートステイ等を受け入れるところを含めて、母体に大きい社会福祉法人ないし病院等があると思うんですけども、そういうところも一つ選定の基準となるのか、何も決まってなければ決まってないで結構です。2点目なんすけれども、地域包括支援センターになるということで、介護報酬が発生して参ります。今まで、委託費として水戸市から委託を受けて行っていた事業ですが、今後は、介護保険の請求も含めて、介護報酬が収入として入ってきます。その受託費と介護報酬の会計上の枠組みについて、決まっているのであればお聞かせいただきたいと思います。

【執行機関】

1つめの御質問については、まだ決定していないところでして、公募の要件なども今後検討して参ります。2つめの介護報酬のところですが、地域包括支援センターを委託で設置した場合の委託料と、介護予防ケアプランにかかる収入については、国の通知において、受託法人が収入として受けることが認められております。ただ、取扱いについては、自治体によって運用が分かれているところでございまして、そのまま法人の収入として地域包括支援センターの運営費として受領していただく場合と、包括支援センター事業費を超える部分については市に返還してもらう場合と、両方あるところですので、それぞれの運用についてよく研究しながら、水戸市の取扱いについては整理してまいりたいと考えております。

【____委員】

まだまだ決まってない部分も多いかとは思いますが、一番気になるところは、____委員の御質問した人員的なところで、母体といいますか、人口比率で考えたときに、高齢者人口の推移の中で、人口に差がある中でプラス1名だけの増員で大丈夫なのかというところは懸念しているところでございます。高齢者の人口に合わせた対応していただければと思います。

【____委員】

2点質問させていただきます。1つが、委託することのデメリットとして対応のばらつきなど出てくるかと思いますが、これまで10年間委託という形でやってきた中で、水戸市としては対応のばらつき、地区におけるニーズや特色という意味ではなくクオリティという意味での支援の質や専門職のスキルのばらつきについては、これまでの10年間はどのように認識していらっしゃるか、ばらつきはないものなのか、あるものを水戸市の方でどのようにサポートしてきたのかというところと、今回体制が見直されたときに、そのあたりをどのように考えていくのかをお聞きしたいと思います。

【執行機関】

これまで、直営1カ所、委託7カ所という体制で実施してまいりましたが、この10年間同一法人が受託し続けておりますが、様々な関係機関、地域団体の皆様に、地域包括支援センター運営協議会の中で、毎年度事業評価というものを行っていただいた中で、次年度の委託方針を諮りながら継続してきたところでございます。市としましては、これまで10年間同じ法人で続けてきたというところでは、圏域によって課題や対応のばらつきが全くないわけではないですけれども、しっかりと外部の目も含めて評価いただいてやってこれていると考えております。市としましても、直営で基幹型を配置しているというところで、高齢者支援センターのサポートの部分というところを、毎月の連絡会議ですとか、特に課題になっている部分については、市主催で研修会を実施して、職員の資質向上を図るなど取組を進めてきたところでございます。委託に任せきりではなくて、センターの抱えている課題について、市も同じ目線で対応して資質向上していくこと

が重要と考え、直営の基幹型を残したところでございます。業務も増えるところですので、引き続きサポート、後方支援の機能を維持しながら、運営してまいりたいと考えております。

【会長】

それでは、当分科会としまして、事務局から説明がありました見直しの方針を概ね了承するということでおろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

それでは、公募にあたっては公平性及び透明性を担保し、適切な公募要件に基づいて進めていただくことをお願いしたいと思います。

それでは、(1)については、よろしいでしょうか。

続きまして、(2)その他について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

【会長】

本日の議事は以上となります。限られた時間の中で、皆様の御協力をいただき、スムーズに進めることができました。ありがとうございました。

次回も引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、進行を事務局にお戻しいたします。

【司会】

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして、令和6年度第2回水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会を終了いたします。お疲れ様でございました。